

基金情報

No. 126 平成24年7月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成24年度・主要事業概況

事項	6月末数	対前月増減数	事項	6月末数(累計)	
事業所数(件)	225	0	年金掛金	調定額(円) 269,642,260	
加入員数(人)	男子	4,293	-21	収納額(円)	267,380,640
	女子	2,149	-27	収納率	99.16%
	計	6,442	-48	事務費掛金調定額(円)	9,818,556
平均標準給与月額(円)	男子	339,910	-376	資産運用	信託資産額(時価) 223億7,205万円
	女子	228,199	310		修正総合利回り -4.67%
	計	302,655	54		ベンチマーク差 -0.09%
受給者数(人)	6,333	-6	慶弔金の支給件数・金額	23件36万円	
平均年金額(円)	519,700	689	年金相談件数	249件	

算定基礎届のご提出ありがとうございました

本年度分の「算定基礎届」のご提出にあたり、お忙しい中、事業主の皆様ならびに事務担当者の皆様のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。当基金の「決定通知書」につきましては、8月下旬以降の発送を予定しております。通知書がお手元に届きましたら必ず決定内容をご確認ください。

チェックポイント！

算定基礎届ご提出時に8・9月の「月額変更予定者」として算定基礎の対象外だった方につきましては、「月額変更届」を忘れずにご提出ください。また、月額変更予定者とされていた方が、月額変更の要件を満たさずに月額変更不該当となった場合は、「算定基礎届」のご提出が必要になります。届出用紙が必要な時は当基金までご連絡ください。

《算定基礎届等の決定通知書について》

算定基礎届ご提出の時期は改定月を遡る月額変更届や届出内容の訂正届等が多数ご提出されています。ご提出された届の通知書が全てお手元に届いているか、決定内容に誤りがないか、必ずご確認ください。

また、算定基礎届の通知書発送時期は年金事務所・健康保険組合・基金で異なります。各所からの通知書がお手元にそろいましたら決定内容が一致しているかあわせてご確認お願い申し上げます。(訂正届や取消届をご提出された場合は届出内容が反映されているかもご確認ください。)

70歳以上被用者の届出について ～当基金の対象者とは～

当基金では平成24年度より昭和17年4月2日以降生まれの70歳以上被用者に対して在職老齢年金制度を導入しており、雇用状況把握のため、各種届のご提出をお願いしています。当基金における70歳以上被用者とは以下の3つの条件全てを満たした方が対象となります。

《当基金における70歳以上被用者の条件》

◆昭和17年4月2日以降生まれの方(昭和17年4月1日以前の方は届出の必要はありません。)

- ◆過去に厚生年金保険の被保険者期間がある方
- ◆適用事業所に勤めていて勤務時間・勤務日数とも一般社員の概ね4分の3以上の方(4分の3以上は目安の一つです)

70歳に達する方がいる事業所には、当基金より「資格喪失届」及び「70歳以上被用者のお尋ね」をお送りしています。70歳以上被用者のお尋ねで「被用者に該当する」とされた方につきましては、算定・賞与の時期に当基金より事前にその方の分の届書を送付いたします。届書がお手元に届きましたら、ご提出をお願い申し上げます。

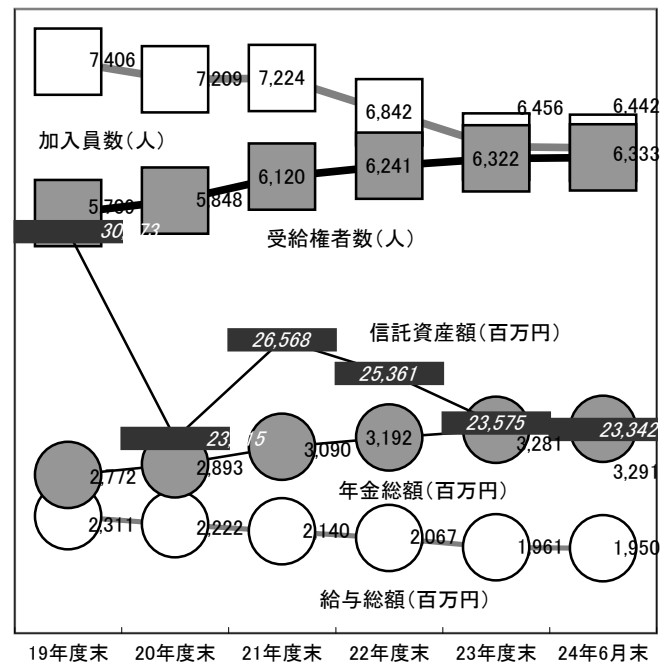
厚生年金本体の保険料率引き上げ

厚生年金保険の保険料率は、平成16年の年金改正法によって、平成29年まで上限を18.300%として毎年0.354%ずつ引き上げられることとなっており、本年も9月分の保険料(10月告知分)から16.766%(現行16.412%)となります。当基金に加入している場合の厚生年金保険料率は、16.766%のうち3.8%は基金に納め、残りの12.966%(現行12.612%)を国(年金事務所)に納めることとなります。

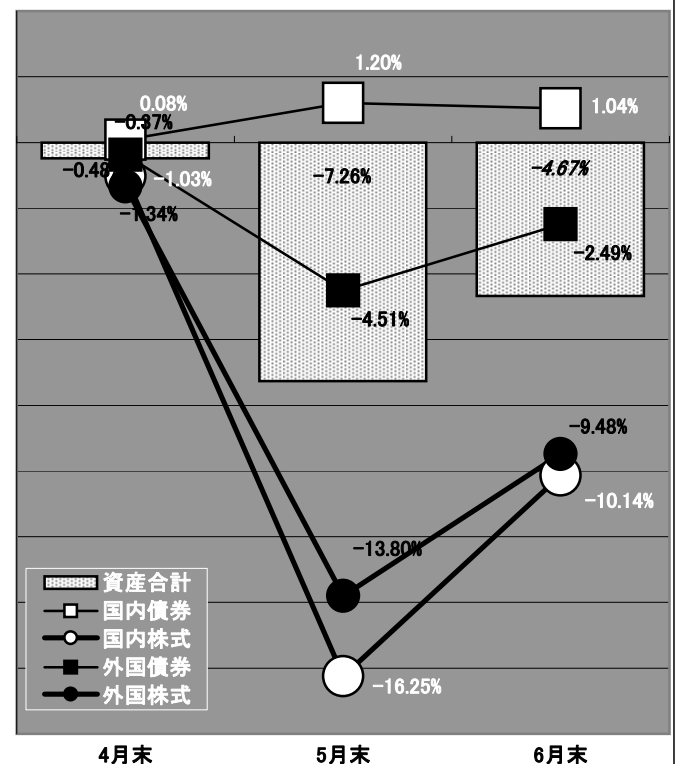
引き上げ年月	H24.9～	H25.9～	H26.9～	H27.9～	H28.9～	H29.9～
料率	16.766%	17.120%	17.474%	17.828%	18.182%	18.300%
当基金加入料率	12.966%	13.320%	13.674%	14.028%	14.382%	14.500%

この引き上げに伴う当基金の掛金の変更はありません。等級別の保険料は掛金額表をご覧ください。変更後の保険料率にて計算された保険料は、平成24年10月中旬に年金事務所から送付される納入告知書から反映されますのでご注意ください。

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成23年度>



8月の予定

- 15日 告知書(7月分)発送
(平成24年度9月版掛金額表同封)
- 下旬頃 算定基礎届通知書発送

※8月分の適用関係書類の切は9月6日です。

設立事業所の異動(規約変更関係等)・6月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
削除事業所	株丸善	閉鎖	H24. 6. 16

【慶弔金の種類】

- ◇ 弔慰金 (加入期間5年以上の加入員が死亡したとき)
- ◇ 結婚祝金 (加入期間3年以上の加入員が結婚したとき、または加入期間3年以上の女子加入員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したとき)

【給付金額】

- ◇ 弔慰金 (遺族へ支給)
 - 加入期間 5年以上10年未満・・・5万円
 - 加入期間 10年以上・・・10万円
- ◇ 結婚祝金 (加入員本人へ支給)
 - 加入期間 3年以上・・・1万円

【請求手続】

事業主を通じて当基金所定の請求書により請求(請求書は当基金のホームページからダウンロードできます)

【権利の消滅】

慶弔金を請求する権利は、その支給事由が発生した日から2年以内に行使しないときは消滅します

* 詳しい内容につきましては、当基金へご確認ください

年金の確実な支給のために

住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお願い申し上げます。(将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。)

年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護の目的から書面にて回答させていただきます。事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。

毎月、月末に自動引き落としとなります。

納め忘れもなく、振込手数料もかからず手続きも簡単です。

《口座振替銀行》

みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。(振替日は28日となります。)(※)一部の金融機関は除きます。詳しくは当基金までお問合せください。

* 7月分の掛金納入期限は、平成24年8月31日となりますので、ご協力お願いいたします。

【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が見ただけのご配慮の方をお願いいたします

ホームページでもご覧いただけます

当「基金情報」をホームページに掲載しています

創刊号から直近号までご覧いただけます

加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください

<http://www.glskkn.com>